令和８年７月７日
工務部

令和８年度（２０２６年度）前期ジュニアマイスター顕彰制度実施要項

１．ジュニアマイスター顕彰制度について

全国工業高等学校長協会（以降、全工協）が工業系学科に在籍する生徒を対象に、在学中に取得した資格や合格した検定試験及び各種競技・コンクール等での成績等をジュニアマイスター顕彰に係る区分表（以後、区分表）から得点に換算して申請を行い、合計得点に応じてジュニアマイスターブロンズ、ジュニアマイスターシルバー、ジュニアマイスターゴールドの認定を受ける制度です。

２．認定区分

申請の条件として区分表の教養系を除いた部分の点数が２０点以上必要。

・ジュニアマイスターブロンズ・・・２０点以上かつ３０点未満
・ジュニアマイスターシルバー・・・３０点以上かつ４５点未満
・ジュニアマイスターゴールド・・・４５点以上

過去に認定を受けた生徒が申請する際も、改めて今期の「区分表」で得点の再計算を行う。

３．申請方法

（１）申請料

１名１申請につき５００円（**硬貨の取り扱いは５００円硬貨のみとする。**）
※いかなる場合でも、申請する度に申請料が必要。
※納入済みの申請料は返却しない。（誤った申請により認定されなかった場合も含む。）

（２）申請マニュアルについて

全国工業高等学校長協会　https://zenkoukyo.or.jp/index_jm/のジュニアマイスター顕彰のページに掲載する「電子申請マニュアル」をよく読むこと。

（３）申請日

令和８年７月１５日（水）　帰りのＳＴ後～１６：３０
令和８年７月１７日（金）　帰りのＳＴ後～１６：３０

（４）申請場所

３棟３階実習室（選択６）

（５）申請手続

申請料と申請する資格の免状・証書のコピーを持参し各個人で電子申請を行う。
※タブレット端末を持参すること。
※申請手続きは、１５分～２０分程度かかります。

４．区分表

ジュニアマイスター顕彰に係る区分表は、２棟１階中央階段横の掲示板及び電気科職員室手前の工務部カウンターで確認できます。また、全工協Webサイトでも確認できます。
（https://zenkoukyo.or.jp/index_jm/のジュニアマイスター顕彰のページ）

５．認定証の発行

①認定証の発行は令和８年８月２０日頃（認定の有無については、問合せ不可）
②認定証の名入れは６文字以内の名前に限る。（外字不可、対応文字コード：Unicode（UTF-8））